

## 異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能に関する検討会

### 規約

#### （名称）

第 1 条 本検討会は、「異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能に関する検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

#### （目的）

第 2 条 気候変動の影響等により、今後も施設規模を上回る異常洪水が頻発することが懸念される中、そうした事態に備え、より効果的なダムの操作や有効活用の方策、操作に関わるより有効な情報提供等のあり方について、ハード・ソフト両面から検討することを目的とする。

#### （委員の任命）

第 3 条 委員は、有識者から、水管理・国土保全局長が任命する。

#### （会議）

第 4 条 検討会には委員長をおき、検討会に属する委員のうちから、水管理・国土保全局長が指名する。

2 委員長は、議長として会議の議事を整理する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、検討会に出席してその意見を述べる又は説明を行うことを求めることができる。

4 検討会は、原則として公開で開催する。

5 検討会配布資料は、国土交通省ウェブサイトに掲載することを原則とする。ただし、委員長の判断により非公開とすることができる。

6 検討会における議事要旨については、会議後速やかに作成し、あらかじめ委員長に確認の上、国土交通省ウェブサイトに掲載するものとする。

#### （事務局）

第 5 条 検討会の事務局は、水管理・国土保全局河川環境課流水管理室におく。

2 事務局は、検討会の運営に関する事務その他の事務を処理する。

#### （雑則）

第 6 条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

#### （附則）

この規約は、平成 30 年 9 月 27 日から施行する。